

平成19年4月

九州大学における建設工事に関する発注業務の適正化に係る
取り組みについて

昨今、頻繁に報道されているとおり、公共工事における入札談合事件が大きな社会問題となっており、当該行為の排除が強く求められています。また、発注業務については、透明性・公正性を確保する観点から、様々な問題が指摘されています。このような状況を踏まえ、九州大学においては、平成19年度から以下の取り組みを図ることとします。

| 国の方針 | 九州大学の取り組み |
|--------------|---|
| ○一般競争入札の拡大 | 原則として1千万円超の工事全てについて実施 |
| ○総合評価落札方式の拡大 | 原則として2億円超の工事で高度な技術等を要するものについて実施 2億円超の工事で技術的工夫の少ないもの及び2億円以下の工事であっても、高度な技術等を要するものについては、簡易総合評価方式の手続きを定め、対象工事を拡大 |
| ○ペナルティの強化 | 重大な独占禁止法違反行為等があった場合、最長4ヶ月の指名停止措置ができるようルール化 重大な独占禁止法違反行為があった場合、現行の10%の違約金条項に上乗せして5%の違約金(合計15%)を徴収 |
| ○電子入札の推進 | 全ての発注工事を電子入札により実施 |
| ○随意契約の適正化 | 原則として安易な不落随契は行わない 少額な工事であっても、数社からの見積書を比較した上で契約の相手方を決定 1千万円以上の随意契約については、全てホームページで公表 |